

様式第一の三（第十条の二関係）

緊急時計画

年 月 日

環境大臣 殿

申請者

住所

氏名

電話番号

南極地域の環境の保護に関する法律第6条第2項の規定に基づき、 年 月 日付南極地域活動計画確認申請書と併せ、緊急時計画を次のとおり提出します。

緊急時計画の番号	南極地域活動計画に含まれる 緊急時計画の名称	緊急時計画の種類	対応する南極地域活動計画の番号
備考			

〔記載要領〕

1. 日付は、様式第一の二の南極地域活動計画確認申請書と同日付とすることで、南極地域活動計画と一体であることを示すものとする。
2. 「南極地域活動計画に含まれる緊急時計画の名称」については、内容に応じた名称を適宜記載すること。
3. 「緊急時計画の種類」については、船舶の運航、航空機の運航、基地の運営、陸上車両の運行、その他野外活動等、簡潔に記載すること。
4. 「対応する南極地域活動の番号」については、当該緊急時計画に対応する、南極地域活動計画確認申請書の〔別紙1〕の「計画に含まれる南極地域活動の一覧表」に掲げられた南極地域活動の番号を記載すること。また、同一覧表に掲げられた全ての南極地域活動に対し、いずれかの緊急時計画が対応しているものとする。

[別紙]

緊急時計画の番号	
緊急時計画の名称	
緊急時計画の種類	
対応する南極地域活動計画の番号	
<u>1. 事件の性質についての評価を実施する手続に関する事項</u>	
<u>2. 第20条の3第1項の規定による環境大臣に対する通報の手続に関する事項</u>	
<u>3. 環境省以外の機関、団体等関係者との間の連絡体制の整備に関する事項</u>	
<u>4. 事件に対応するための要員の配置及び資機材の整備に関する事項</u>	
<u>5. 事件が発生した場合における当該事件に対応するための措置に関する事項</u>	
(1) 当該南極地域活動において発生が想定される事件の内容	
(2) 事件に対応するための体制	
(3) 事件に対応するための措置	
(4) 事件の対応に関する能力の向上に資する研修の実施内容	
<u>6. 事件に対応するための措置の経過を報告する頻度及び方法に関する事項</u>	
<u>7. 事件の対応に関する記録の作成及び保存に関する事項</u>	
<u>8. その他</u>	
備考	

[記載要領]

1. 複数の緊急時計画を作成する場合は、緊急時計画の数に応じ、適宜本表を追加して作成すること。
2. 他の法令等に基づき作成した別の計画等によることとする可とする。その場合、当該計画等の名称及び参照先を記載した上で、当該計画等を添付して提出すること。その際、当該計画等中のいずれの部分が本緊急時計画のどの項目に該当するのかについて明記すること。
3. 「2. 第20条の3第1項の規定による環境大臣に対する通報の手続に関する事項」については、南極地域活動が行われている現場から主宰者等を經由して環境省に連絡が至る手順も含めて記載すること。環境省から南極地域活動が行われている現場に直接連絡をとることも想定されるため、関係者の連絡先は網羅的（例えば、衛星携帯電話の番号、衛星を經由したインターネットを利用したメールアドレス、ファックス番号等）に記載すること。
4. 「5. 事件が発生した場合における当該事件に対応するための措置に関する事項」について、「当該南極地域活動において発生が想定される事件」が複数想定される場合は、(1)、(2)、(3)及び(4)を、それぞれ(1-1)、(1-2)、(1-3)、(1-4)、(2-1)、(2-2)、(2-3)及び(2-4)等として記載欄を追加した上で、それぞれ必要事項を記載すること。
5. 「5. 事件が発生した場合における当該事件に対応するための措置に関する事項」について、「(2) 事件に対応するための体制」には、南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件（以下「事件」という。）が発生した場合において、他の法令に基づき別の義務が生じるケースが想定される場合には、主宰者は、当該他の法令に基づき義務が生じる者^(※)と連携、協力して対応するための体制や手順等についても記載すること。併せて、他の法令に基づき義務が生じる者が、事件に対応するための措置の実施について主宰者と連携、協力することについて了承している旨を確認できる書類等を添付すること。
(※) 例えば、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第38条に基づき通報の義務が生じる船長、同法第39条第1項に基づき応急措置の義務が生じる船長等、同条第2項に基づき防除措置の義務が生じる船舶所有者等。
6. 「8. その他」の項目において、「5. 事件が発生した場合における当該事件に対応するための措置に関する事項」において記載した事件以外の事件が発生した場合の対応について記載すること。